

流域保全区域(仮称)に係る検討状況

	提言内容	事務局検討状況		前回出された意見
		案(R2年度第1回審議会で説明)	設定理由	
指定の目的	無秩序な開発・建築行為を抑制するとともに、よりよい環境配慮が行われること	開発行為による鏡川への濁水流入防止	<ul style="list-style-type: none"> 行為の規制は市民生活や財産に大きな影響を与えるため、対象行為及び指定区域は、必要最小限のものにする必要がある。 「濁水の流出を招く行為」については、条例趣旨である「清流及び水辺環境の保全」への影響が考えられ、一定の合理性がある。 一方で、「自然景観の質の低下を招く行為」については、河川から一定の距離がある場合、水辺空間や水辺環境への影響の説明が困難であると考えられる。 「自然景観の質の低下を招く行為」を対象に上流域全体を範囲とした場合、高知市景観条例における「自然ゾーン」と区域が大きく重なり、同じ「景観」の観点から同じ区域に規制をかけることとなるため、規制に関する整理が必要になる。 「自然景観の質の低下を招く行為」を対象に区域を限定した場合、既存の自然環境保全区域及び景観形成区域との違いが分かりにくくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 悪影響を与える可能性のあるスギの伐採を促進するための奨励的な制度を追加することを要望する。 規制の対象行為を濁水だけに限定するのは反対である。自然景観や河畔林など濁水の原因になりそうなことを含めた規制にしないと実効性がない。
区域の定義	「濁水の流出を招く行為」「自然景観の質の低下を招く行為」が行われることにより、鏡川に影響を及ぼす恐れのある区域	開発行為等により鏡川へ濁水流入の影響を与える恐れのある区域		
区域の範囲	鏡川の朝倉堰より上流の流域全体	河川に隣接する区域	<ul style="list-style-type: none"> 指定区域が広がると、「環境配慮指針」の内容がゆるやかにならざるを得ないため、具体的な行為の配慮指針を示し、行政指導の効果を高めるため、河川に隣接する区域に限定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川に隣接した限定的な区域に注力すべき。 上流域全体を考えるべき。区域を限ってしまうと区域外の開発を規制できない。 <u>範囲を河川隣接地に限定した場合の案をいくつか図示してもらいたい。</u> ⇒今回3つのパターンを示し報告する。(資料3参照)
必要な手続き	届出	届出	届出が適当	
区域内で規制の対象となる行為	①土地の形状の変更(面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ (傾斜15度超の場合は 500m^2))※高知市土地保全条例 — — — —	①土地 ②土石 ③鉱山 ④宅地 ⑤土地 ⑥木竹の伐採(面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ 以上)	濁水の流出を招く可能性がある行為であるため。広瀬川の清流を守る条例で規制対象行為となっている。 万十川 清流を守 清流を守 清流を守 清流を守	検討中 <ul style="list-style-type: none"> 規制対象を検討する際に、電線を切断する恐れがあるところに生えた木を放置しているような放置行為を規制する観点を入れると、総合的な対策に近づくのではないかと。